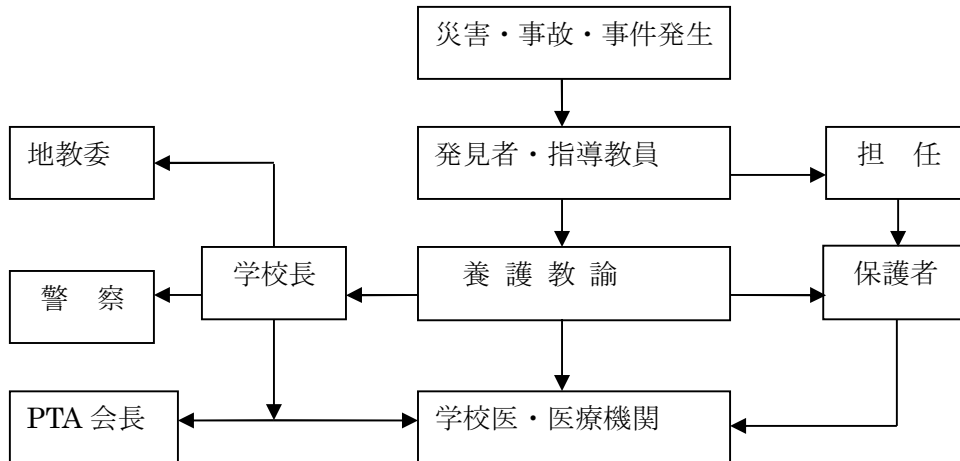


危機発生時の緊急対応

1 緊急事態発生時の体制



分担

- ・ 総合的判断と処置・・・・・・・・校長
- ・ 職員への指導と指揮・・・・・・・・教頭
- ・ 救急処置と判断・・・・・・・・養諭、教職員
- ・ 家庭連絡・・・・・・・・学級担任
- ・ 警察, 消防(救急車)への連絡・職員室にいる教職員(校長)
- ・ その他の生徒の管理・・・・・・・・副担任*動揺しないよう現場からできるだけ遠避ける。

2 発見者および教職員のとるべき措置

- (1) 他の教職員への連絡(大声・校内電話・火災報知器・ベル・ホイッスルなど)
- (2) 負傷した生徒等がある場合の応急処置(養諭)
- (3) 警察、消防への連絡(管理職)
- (4) 生徒への避難体制(副担任)
- (5) 事件に遭遇した生徒の保護者への連絡(学級担任)
- (6) PTAの役員への連絡(管理職)
- (7) 教育委員会への連絡(管理職)
- (8) 近隣学校への連絡(管理職)

【事件侵入者への対応例】

学校外（登下校時）における不審者への対応

①緊急時（通報）には、学校周辺であれば教師が直行。また、教師で巡回指導を強化する。

■生徒への事前指導

事前に

①下校時は帰宅時間を守る。遅れる時は帰宅時間を必ず家族に知らせるようにする。

- もしもの時は
- ①近づかない、離れる、逃げる
 - ②大声を出して助けを呼ぶ(近くの大人など)
 - ③近くの家に逃げ込む「こども110番の家」など
 - ④警察を呼ぶ「110番」
 - ⑤不審に思ったときは、学校に連絡する

① 話しかける（少なくとも3メートルは離れた位置で）

反応調査→おかしければ大声をあげて逃げる

② 凶器の確認

③ 大声、校内電話、ホイッスル、報知器で知らせる

④ どこに逃げるか指示

⑤ 生徒を侵入者から遠ざける

⑥ 緊急校内放送 → 「校長先生2番にお電話です」

(非常時の合図) の放送で教職員は直ちに職員室に集合する

【生徒間の暴力事件発生後の対応例】

(1) 生徒の安全確保

① 被害生徒の応急処置と加害生徒の行為の制止（養論・現場にいる教職員）

② 救急車の要請、救急車への同乗 等（職員室にいる教職員・養論）

(2) 情報収集（生徒指導主事）

(3) 保護者等への連絡（学級担任）

(4) 現場の保存〔警察の指示による〕

(5) 関係機関への対応（管理職）

① 警察への捜査協力

② 教育委員会への経過報告

③ P T A役員への連絡

(6) 報道機関への対応（管理職）

(7) 加害および被害生徒の保護者への対応（学級担任・生徒指導）

(8) 他の生徒および保護者への対応

・緊急の生徒集会（生徒指導） 保護者会の開催（管理職）

(9) 記録の整理（生徒指導）

- ① 事故・事件の概要
 - ・発生日時、関係生徒名、事故の内容、被害の状況、動機、原因
 - ・事故発生までの指導の経過
- ② 学校の連絡・対応状況
- ③ 警察等の関係機関との連携状況
- ④ 報道機関への対応
- ⑤ 事件後の生徒への継続的な指導
- ⑥ 指導体制の再検討および改善

3 緊急発生時の組織的な対応

(1) 対策本部の設置

迅速・的確な対応を行うために、情報を集約・分析したり、対応・方針を決定したりする対策本部を設置する。対策本部は企画委員会のメンバーを基に必要に応じて学級担任、生徒指導主事で構成する。

- ・ 対策本部の主な機能
 - ア 情報の整理・分析
 - イ 緊急対応方針および対応策の検討・決定
 - ウ 関係機関との連絡・調整
 - エ 情報・対応の文章化（記録）等

(2) 緊急保護者会の開催

事件・事故が当事者だけでなく、他の生徒や保護者に与える影響が大きい場合または、その可能性がある場合に、管理職が教育委員会やPTA役員と連携を図り開催を検討する。

- 留意点
- ①説明内容の十分な準備
 - ②個人情報への配慮
 - ③教職員の共通理解
 - ④誠意ある対応
 - ⑤教育委員会、PTA役員との連携

(3) 報道機関への対応

- ① 窓口の一本化（管理職）
- ② 取材に関する依頼〔取材場所や時間の制限〕
- ③ 社名、記者名、連絡先等の確認
- ④ 取材意図の確認および準備
- ⑤ 明確な回答
- ⑥ 教育委員会との連携
- ⑦ 記者会見の設定

4 緊急事態の発生に備えた安全対策

- (1) 生徒への安全教育（防犯教室等の開催）→ CAPプログラムなど
- (2) 教職員による校内巡視体制
- (3) 学校施設の安全点検
- (4) 凶悪犯への対応策（訓練、研修など）
- (5) その他

①授業参観日の工夫

参観日等に保護者と生徒と一緒に活動する機会を設け、保護者が自分の子どもの友達を知ることや子どもが友達の保護者を知ることを通じて人間関係づくりを進める。

②「こども110番の家」の活性化と拡充に取り組む。

5 移送体制

◎家庭連絡では、状況の報告の後、かかりつけの病院または、移送希望医療機関を確認する。

◎移送医療機関受け入れ体制の可否を確認する。

救急車での移送

- ・高幡消防組合中土佐分署 ☎52-2349

公用車（タクシー）での移送

- ・大野見ハイヤー ☎57-2411
- ・中土佐ハイヤー ☎52-4567

※運転手、養護教諭、保護者含む2～3名で移送する。

※緊急やむを得ない場合は、自家用車公務使用届けにより許可された車を使用する。

★ 報告必要事項

(1) 災害・事故・事件の発生の場合

- ・報告者の所属と氏名
- ・災害等についての内容
 - 時○分頃（災害発生場所）において・・・ 負傷部位、負傷状況等・・・

(2) プールにおける水難事故の場合

- ・報告者の所属と氏名
- ・○時○分頃、大野見小・中学校プールにおいて水難事故発生。呼吸停止、心臓停止、仮死状態等

6 緊急連絡先一覧表

<連絡の要点>

- ①学校名 高知県高岡郡中土佐町立大野見中学校
- ②学校所在地 高岡郡中土佐町大野見吉野219番地
- ③電話番号 0889-57-2445
- ④連絡者氏名 職名、氏名
- ⑤概要の説明 簡潔に

連絡先機関名		電話番号
須崎警察署（緊急110番）		42-0110
大野見駐在所（香川）		57-2132
高幡消防組合（中土佐分署）		52-2319
病 院	くろしお病院	43-2121
	くろしお病院救急	43-2120
	くぼかわ病院	0880-22-1111
	新高陵病院	42-2485
	中山整形病院	43-1355
学校医・大野見診療所 医師宅（山本 周平 先生）		57-2127
高幡保健所（須崎市）		42-1875
保健師（黒岩 淳子さん）		57-2290
県教委・小中学校課		088-821-4735
中部教育事務所		088-893-6166
中土佐町教育委員会		57-2023

大野見保育所	57-2563
大野見小学校	57-2246
大野見青年の家	57-2129
給食センター	57-2135
大野見郵便局	57-2043
大野見農協	57-2321